

障害者福祉制度を紹介します

本市では、障害のある方が利用できる制度や受けることができる手当・相談窓口などがあります。お気軽にご相談ください。

問合先／
本庁障害福祉課支援G
(内線2163、2172)

障害者への手当

① 特別児童扶養手当

重度または中度の障害のある20歳未満の児童を養育している父母などへ、認定により手当を支給します。

●支給額

▼1級(重度) 5万6800円/月額
▼2級(中度) 3万7830円/月額

② 障害児福祉手当

重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の方へ、認定により手当を支給します。

●支給額

1万6100円/月額

※①、②は障害者支援施設に入所している方は対象外

③ 特別障害者手当

重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方へ手当を支給します。

※施設などに入所中の方または3カ月以上継続して病院、老人保健施設などに入院、入所している方は対象外

※グループホームなどに入居される場合は対象となります。

●支給額

2万9590円/月額

※①～③はいずれも本人、配偶者、同居の親族に一定の所得がある場合は支給されません。

※①～③の支給額はいずれも令和7年4月1日現在です。



▲令和7年度
障害福祉の
しおり

医療費の助成

重度心身障害者医療費助成制度

重度の身体、知的、精神障害者の方に對する医療費の助成制度です。

医療保険適用の自己負担分について、医療機関などに受給者証を提示し、医療費を支払った場合に自己負担分の助成が受けられます。

●対象

次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳1、2級所持者

②療育手帳A1、A2、B1(1Q35以下と判定された方)所持者

③身体障害者手帳3級に該当し、かつ療育手帳B1(1Q50以下と判定された方)所持者

④精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院分のみ)

※本人、配偶者、同居の親族に一定の所得がある場合は助成を受けることができません。

※県外の保険医療機関を受診した場合や治療用装具を購入した場合などは窓口での申請が必要です。

※令和7年4月から子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度の要件を満たす場合は、いずれかを選択することができます。

●申請に必要なもの

①印鑑 ②領収書

③受診日の分かる書類

身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)



公共施設や店舗など、さまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付しています。

本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。



▲パーキング
パーミット
制度について



▲主な日常生活の支援



割引・減免制度

障害者を含む団体に対する施設使用料の減免

公共施設使用料(冷暖房、照明設備、附属設備使用料を除く)を減免します。減免を受けようとする団体は、事前に障害福祉課または各支所、飯島振興局に申請し、認定を受けてください。

公共交通機関普通運賃割引制度

障害者手帳をお持ちの方は、バスなどの公共交通機関を利用する際に手帳に記載された区分に応じて、運賃の割引があります。

※詳細は、運行会社へお問い合わせください。

有料道路の割引

有料道路通行料金の割引が受けられます。ただし、割引を受けるためには障害福祉課または各支所、飯島振興局へ

相談窓口

障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続などの支援を行います。また、障害者虐待防止センターとして相談や通報を受け付け、虐待防止のための支援を行います。虐待、権利侵害などを受けた、発見した場合は、**すぐに相談・通報してください。**

▼ 障害者虐待防止センター

☎080(5803)5358
☎220112
☎220331
☎262463
☎242385

ミニコーナー 知っていますか? このマーク



◀耳マーク▶
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク



オスメイトマーク▶
ストーマ(人工肛門、人工膀胱)を造設された方を表現したマーク



◀ヘルプマーク▶
外見からは分からなくても支援や配慮を必要としている方が、支援を必要としていることを知らせるマーク